

社会福祉法人札幌報恩会 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人札幌報恩会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）、苦情対応第三者委員の報酬等並びに費用弁償について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 理事長以外の常勤役員等については、当法人職員を兼務し、職員給与を支給していることから本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。
- (2) 理事長及び非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- (3) 苦情対応第三者委員については、費用を弁償する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 理事長に対する報酬については、別表第1に定める額とする。

- 2 非常勤役員等に対する報酬については、別表第2に定める額とする。
- 3 苦情対応第三者委員に対する費用は、別表第3に定める額とする。
- 4 交通費は、法人給与規程の通勤手当に準じるものとする。

(報酬等の支給方法)

第4条 理事長及び非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度または支払い事実が発生したのち、速やかに本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(出張旅費)

第5条 理事長及び非常勤役員等が、法人業務のため出張する場合及び研修会等の出席は、事業所業務のための出勤（勤務時間は一日原則8時間以内とする。）扱いとする。またこの場合、法人旅費規程を適用することができる。

- 2 評議員選任・解任委員及び苦情対応第三者委員が、法人業務のため出張す

る場合は、法人旅費規程を適用することができる。

(公表)

第6条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成29年6月10日より施行する。

別表第1

(1) 理事長

業 務	報酬の額	交通費
理事会等会議への出席	日額 6,000円	公共交通機関を利用したときの実費
上記の他、法人及び事業所業務のための出勤（勤務時間は一日原則8時間以内）	時給 5,000円	公共交通機関を利用したときの実費

別表第2

(1) 評議員

業 務	報酬の額	交通費
評議員会への出席	日額 6,000円	公共交通機関を利用したときの実費
上記の他法人及び事業所業務のための出勤	日額 6,000円	公共交通機関を利用したときの実費

(2) 理事

業 務	報酬の額	交通費
理事会等会議への出席	日額 6,000円	公共交通機関を利用したときの実費
上記の他、法人及び事業所業務のための出勤（勤務時間は一日原則8時間以内）	時給 3,000円	公共交通機関を利用したときの実費

(3) 監事

業 務	報酬の額	交通費
理事会、評議員会等への出席	日額 6,000円	公共交通機関を利用したときの実費
上記の他、監事監査等法人及び事業所業務のための出勤（勤務時間は一日原則8時間以内）	時給 3,000円	公共交通機関を利用したときの実費

(4) 評議員選任・解任委員

業 務	報酬の額	交通費
評議員選任・解任委員会等への出席	日額 6,000円	公共交通機関を利用したときの実費
上記の他、法人及び事業所業務のための出勤	日額 6,000円	公共交通機関を利用したときの実費

別表第3

(1) 苦情対応第三者委員の費用弁償

業 務	費用弁償費
苦情対応第三者委員が法人業務に出席した場合の費用弁償	日額 2,000円